

別表3 修理基準

	項目	修理基準
建築物	敷地	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	配置	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	高さ	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	主構造	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	屋根	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	下屋・庇	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	軒・腕木	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	外壁	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	開口部・建具	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	基礎	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	色彩	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	樋	伝統的な景観に調和（材料・仕上げ・着色等）したものとする。
工作物	設備機器等	望見できない場所に設置する。やむを得ず望見できる場所に設置する場合は、伝統的な景観に調和する材料・仕上げ・着色等景観に調和した目隠しを行うものとする。
	門・塀	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理
	石積等	原則として、履歴を調査の上、現状維持又は復原修理

別表4 修景基準

	項目		修景基準		
建築物	敷地		歴史的な敷地割を尊重した間口割とする。		
	通りに面するもの（主屋）	配置	主たる通りに面して建てる。 通りに面する側の壁面の位置は、伝統的建造物群の特性を維持したものとし、連続性を保つ。		
		高さ	主たる通りに面する側は2階建を原則とする。 ただし、3階の壁面を半間程度後退させて立ち上げる場合は、3階建を可とする。 主たる通りに面する1階下屋・庇及び2階屋根の高さは伝統的建造物と調和させ、3階建の場合は主たる通りから望見できない階高とする。		
			構造	主構造	原則木造とする。
				屋根	勾配屋根とし、原則切妻造平入とする。 屋根材料は瓦（いぶし銀又は黒）又は金属板とし、勾配は伝統的建造物に倣う。 3階建の場合は、2階に大屋根を模した屋根を設ける。
				下屋・庇	主たる通りに面する側の1階に下屋、又は1階と2階の間に庇を設ける。
				軒・腕木	軒裏は原則垂木を現し、垂木を支持する腕木を設ける場合の形状は伝統的建造物に倣う。
				外壁	主たる通りに面する1階の小壁は真壁又は堅板張とし、2階に壁を設ける場合は堅板張とする。 主たる通りに面しない部分は原則真壁又は堅板張とする。
				開口部・建具	原則木製建具とする。 開口部の形式は伝統的建造物に倣う。
				基礎	外観上は伝統的建造物に倣う。
		色彩	周囲の伝統的建造物に調和したものとする。		
		樋	伝統的な景観に調和（材料・仕上げ・着色等）したものとする。		
		設備機器等	望見できない場所に設置する。やむを得ず望見できる場所に設置する場合は、伝統的な景観に調和する材料・仕上げ・着色等景観に調和した目隠しを行うものとする。		
	海側に立地するもの（付属屋等）	配置	本通りに面するもの（主屋）の海側に建つ。		
		高さ	3階建以下とする。 本通りに面する側の伝統的建造物の1階庇及び2階屋根の高さと調和させ、3階建の場合は伝統的建造物の階高に倣う。		
			構造	主構造	原則木造とする。
				屋根	勾配屋根とし、原則切妻造とする。 ただし、間口4間以上の場合は入母屋造も可とする。 屋根材料は瓦（いぶし銀又は黒）又は金属板とし、勾配は伝統的建造物に倣う。
				軒・庇	海側の通り（県道）に面する側の1階と2階及び2階と3階の間に庇を設ける。 軒裏は原則垂木を現す。
				外壁	海側の通り（県道）に面する小壁は、真壁又は堅板張とする。 県道に面しない部分は原則真壁又は堅板張とする。
				開口部・建具	原則木製建具とする。 開口部の形式は伝統的建造物に倣う。
				基礎	外観上は伝統的建造物に倣う。
				色彩	周囲の伝統的建造物に調和したものとする。
		樋	伝統的な景観に調和（材料・仕上げ・着色等）したものとする。		
		設備機器等	望見できない場所に設置する。やむを得ず望見できる場所に設置する場合は、伝統的な景観に調和する材料・仕上げ・着色等景観に調和した目隠しを行うものとする。		
工作物		門・堀	周囲の伝統的建造物に調和したものとする。		
	石積等	伝統的な形式に倣う。			

※特に記載のない形態・意匠等は伝統的建造物群の特性に基づき、松江市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見聴取を経たうえで市が決定する。